平成２２年（フ）第３４６７号
大阪府豊中市曽根東町２丁目７番22―501号、事業所所在地大阪府豊中市服部本町３―４―６
債務者　ＲＯＭ＆ＲＡＭパソコン服部教室こと　中川　英子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１０号
大阪府東大阪市荒本２丁目17番30号
債務者　インテリア大北こと　大北　善弘
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１７号
大阪府豊中市向丘２丁目10番７―207号
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目18番20号蒲生文化103号
債務者　古川　浩海
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６２号
大阪府四條畷市大字砂375番地の３ロイヤル忍ヶ丘406
債務者　小林　明彦
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８７号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番11―506号
債務者　吉村　啓子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９４号
大阪市平野区長吉長原西２丁目２番13号
債務者　長嶋　英人
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１９号
大阪市住吉区山之内５丁目１番18号
債務者　堀川　重信
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７３号
大阪市大正区泉尾２丁目３番４号大正電化ビル403号
債務者　下元　豊幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８５号
大阪市都島区大東町１丁目６番16―502号
債務者　吉野正美こと　利光　正美(旧姓吉野)
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２３２号
大阪市中央区法円坂１丁目５番31―７号
債務者　中西　知子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６５号
大阪市大正区小林西１丁目５番４号
債務者　西尾　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０６号
大阪府茨木市太田２丁目６番14号
債務者　折木　節子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４２号
大阪府東大阪市玉串町西２丁目２番21―113号
債務者　田中八千代
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４７号
大阪市西成区天下茶屋北１丁目６番３号
債務者　苛原はつ江
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５７号
大阪府茨木市西福井３丁目14番６号
債務者　國賀由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３７３号
大阪府交野市森南２丁目26番２号
債務者　大門　美香
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部